



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 川 祝 男
(コード番号 7832 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 経営企画本部長 浅 古 有 寿
(TEL : 03-5783-5500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月22日開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) グループ会社の事業拠点集約により、グループ内のさらなる連携強化と業務効率の向上をはかることを目的として、本社事務所を移転することにともない、現行定款第3条（本店所在地）に定める本店の所在地を東京都品川区から東京都港区に変更するものであります。

また、本変更の効力は、平成28年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするために附則を設けるものであります。

(2) 経営体制の一層の強化・充実をはかるとともに、株主総会および取締役会の機動的な運営を可能とするため、代表取締役が株主総会および取締役会の招集権者および議長となることとし、現行定款第14条（招集権者）および第25条（取締役会の招集権者及び議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、表のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会予定日 平成27年6月22日

定款変更の効力発生予定日 平成27年6月22日

*ただし、第3条（本店所在地）の変更は、平成28年3月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(本店所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。	(本店所在地) 第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。
(招集権者) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集し、議長となる。 ② 代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。 ② 代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。
(新設)	(附則) 第 3 条 (本店所在地) の変更は、平成 28 年 3 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。

以 上